

【プロジェクト概要】

ボイラー等にて放熱されている低温排熱を回収して供給水の予熱等に利用することにより、加熱に利用されている化石燃料の消費量を削減することで、排出量の削減を行う

【プロジェクトの適格性基準】

条件1. 低温排熱を回収すること(低温排熱の定義: 温水の場合は100℃以下、排ガスの場合は200℃以下)

条件2. 既設の熱利用設備(ボイラー等)において熱源として使用される化石燃料が削減されること

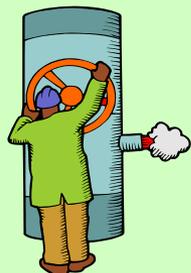
条件3. 低温排熱を回収するプロジェクト事業者が省エネルギー法第一種指定工場等に該当する場合、合理化判断基準における省エネ措置に含まれる措置ではないこと

条件4. 排熱回収箇所、排熱利用箇所が特定でき、モニタリングできること

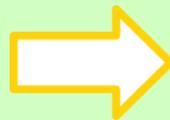
条件5. プロジェクトの採算性がない、又は他の選択肢と比べて採算性が低いこと(例えば、投資回収年数が3年以上であること)

排出削減量の算定で考慮する範囲

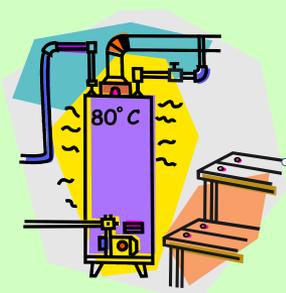
<低温排熱(温水・排ガス)を回収>



排ガス
蒸気ドレン
廃温水等



<排熱利用(予熱等に利用)>



※①②

※【排出削減量算定のために必要なモニタリング項目】

- ①排熱回収・利用により代替される化石燃料の燃焼に伴う排出(利用された排熱量(加熱される流体の量、温度)、化石燃料による加熱量(加熱される流体の量、温度)、ボイラー等熱源の熱効率、ボイラー等熱源に使用された化石燃料量)
- ②低温排熱回収装置の稼動に伴う排出(化石燃料、電力使用量)